

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料 最大 3.85%（税込）

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いいただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、合計 103,300 米ドル（税込）お支払いいただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

4. 当社の概要

- ・ 商号等 マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・ 設立 1999 年 5 月
- ・ 資本金 13,195,101,821 円※
- ・ 主な事業 金融商品取引業
- ・ 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・ 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・ 連絡先 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口 ： お客様ダイヤル

電話番号 ： 固定電話 0120-846-365（無料）

： 携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

（2024年3月）

KTM_TOUSHIN_2.2

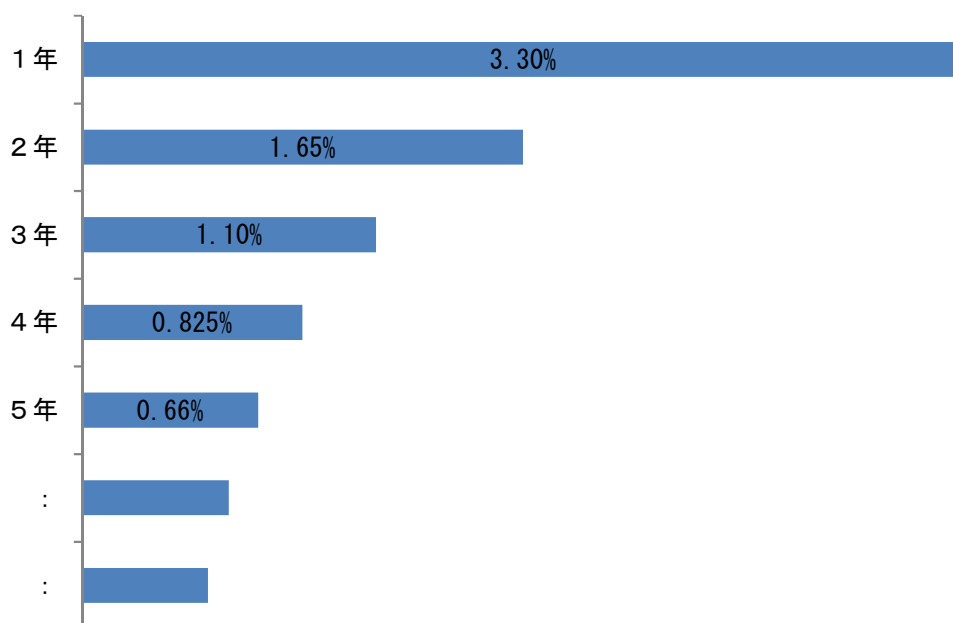
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたり負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）

楽天・モーニングスター・ワイド・モート・フォーカス・インデックス・ファンド

愛称: 楽天・ワイド・モート

追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

商品分類および属性区分

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年 1 回	北米	ファミリーファンド	なし	その他(Morningstarワイド・モート・フォーカス株式指数)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「楽天・モーニングスター・ワイド・モート・フォーカス・インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2024 年 1 月 15 日に関東財務局長に提出し、2024 年 1 月 31 日にその効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社の照会先

Rakuten 楽天投信投資顧問

<https://www.rakuten-toushin.co.jp/>

電話: 03-6432-7746 受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで

【委託会社】 ファンドの運用の指図を行う者

楽天投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 1724 号

設立年月日: 2006 年 12 月 28 日

資本金: 150 百万円(2023 年 10 月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

1,828,636 百万円(2023 年 10 月末現在)

【受託会社】 ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、米国の株式に投資し、Morningstar ワイド・モート・フォーカス株式指数(円換算ベース)に連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 Morningstar ワイド・モート・フォーカス株式指数(円換算ベース)に連動する投資成果を目指します

◆マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資し、Morningstar ワイド・モート・フォーカス株式指数(円換算ベース)に連動する投資成果を目指します。

- マザーファンドにおいては、ベンチマークとの連動性を維持するため、株価指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)、株価指数を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。
- マザーファンドの投資信託財産の規模やマザーファンドへの資金流出入の規模によっては、ETFや株価指数先物取引への投資割合が相対的に大きくなることがあります。

※「Morningstar ワイド・モート・フォーカス株式指数(円換算ベース)」とは、委託会社が「Morningstar ワイド・モート・フォーカス株式指数」に日々の為替レートを乗じて算出したものです。指数の詳細については、「Morningstar ワイド・モート・フォーカス株式指数とは?」をご参照ください。

2 原則として、為替ヘッジは行いません

3 効率的な運用を行うために、投資信託財産で保有する有価証券の貸付取引を行う場合があります

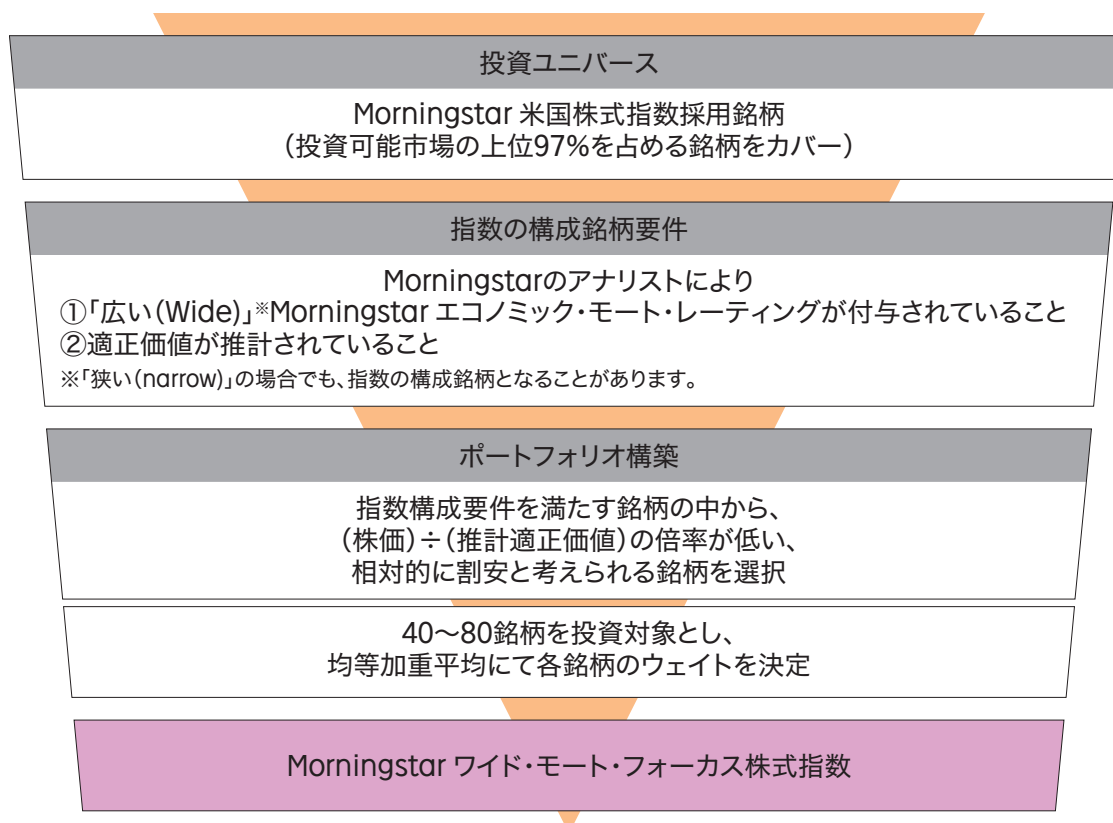
◆有価証券の貸付取引を行った場合には、その品貸料の一部は投資信託財産の収益となります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

！ Morningstar ワイド・モート・フォーカス株式指数とは？

- ◆「Morningstar ワイド・モート・フォーカス株式指数」は、Morningstar, Inc. (以下、「Morningstar」といいます。) によって編集・計算・公表されている、持続性のある競争優位性を持っていると判断され、かつ相対的に割安と考えられる企業へ投資することを目的とした指数です。
- ◆モートとは、城の周りにある「濠(ほり)」のことを指し、著名な投資家ウォーレン・バフェット氏は、「投資の鍵となるのは、どんな企業であっても企業の競争優位性を見極めることで、とりわけ競争優位性の耐久性が重要である。耐久性のあるモート(経済上の濠)を有する製品やサービスは、投資家に報酬をもたらすものである」と述べています。中世に、城の周りに濠を作って敵を侵入させないようにしていたのと同様に、エコノミック・モートは世界で最も成功した企業が享受できる高い資本収益率を守ります。
- ◆Morningstar株式リサーチで、長期間にわたって経済的利益を維持できる構造的競争優位性がある企業をエコノミック・モートがある企業と定義し、幅広い企業に対して、「広い(Wide)」「狭い(Narrow)」「なし(None)」のMorningstarエコノミック・モート・レーティングを付与しています。最も「広い(wide)」Morningstarエコノミック・モート・レーティングが付与された企業は、より長期間にわたって価値を生み出す可能性を秘めています。
- ◆「Morningstar ワイド・モート・フォーカス株式指数」の構成銘柄選定プロセス



資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

<Morningstarについて>

Morningstarは、北米、欧州、オーストラリア、およびアジアで事業を展開する独立系大手投資調査会社です。個人投資家、ファイナンシャル・アドバイザー、資産運用会社、退職プランのプロバイダーやスポンサーの皆様に、多岐にわたるプロダクトやサービスを提供しています。株式やミューチュアルファンド、同様な投資ビークルなど、およそ72万種類におよぶ投資商品のためのデータを提供しています。また、外国為替市場や米国債市場をはじめ、3000万種類を超える株式、指数、先物、オプション、コモディティ、貴金属について、世界のマーケット・データをリアルタイムで配信しています。さらに、投資アドバイザーを専門とする子会社を通じて、資産運用サービスも提供しています。

当ファンドは、Morningstar, Inc. (以下、「Morningstar」といいます。)、その関連会社または子会社、直接的または間接的な情報提供者、またはMorningstar指数に関連があり、指数の構成、算出、または設定に関わった第三者 (以下、総称して「Morningstarグループ」といいます。) が支援、保証、販売又は宣伝するものではありません。Morningstar指数は、Morningstarにより独占的に所有されています。Morningstar及びMorningstar指数の名称は Morningstarのサービスマークまたはトレードマークであり、楽天投信投資顧問株式会社による特定の目的のためにライセンスが提供されています。Morningstarグループは、当ファンドの保有者または公衆一般に対し、当ファンドに投資することの妥当性、またはMorningstar指数が該当する市場のパフォーマンスをトラックする能力について、明示又は黙示を問わず、いかなる表明または保証をするものではありません。

Morningstarは、Morningstar指数のライセンス提供者であり、楽天投信投資顧問株式会社又は当ファンドの保有者に関わらず、Morningstar指数の判断、構成又は算定を行います。Morningstarグループは、Morningstar指数の判断、構成又は算定を行うにあたり、楽天投信投資顧問株式会社又は当ファンドの保有者の要求を考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの価格及び数量又は当ファンドの発行もしくは販売の時期の決定、または当ファンドを換金する際の方程式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの管理、マーケティング又は取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

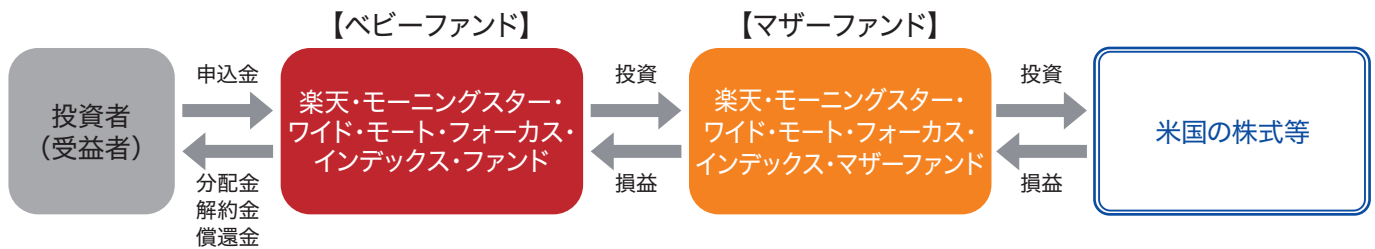
ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

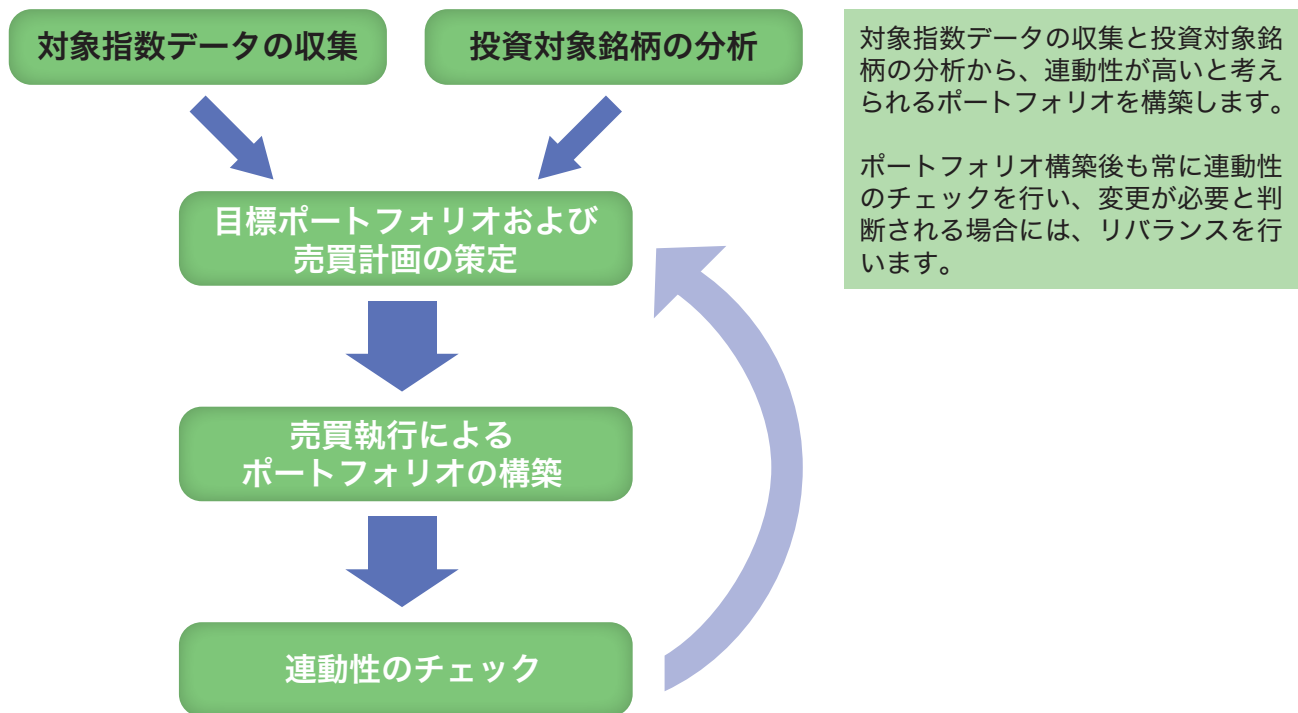
当ファンドは、「楽天・モーニングスター・ワイド・モート・フォーカス・インデックス・マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」）とするファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家の皆様からの投資資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

また、マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の株式に投資します。なお、ベンチマークとの連動性を維持するため、株価指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）、株価指数を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。



運用プロセス



*上記の運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的、もしくはベンチマークとの連動性を維持する目的以外には利用しません。
- デリバティブ取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

- 毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等、ならびに投資信託財産の規模によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドがマザーファンドを通じて実質的に投資する有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。**投資信託は預貯金と異なります。**投資信託財産に生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**投資家の皆様には、ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただくようお願いいたします。

●主な変動要因

株 価 変 動 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資する株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。当該株式の価格が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	当ファンドは実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため、為替レートの変動により基準価額は変動します。為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となります。
流 動 性 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資する有価証券等の流動性は、その需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等の影響を受けます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、市場実勢から期待できる価格で売買が実行できず、不利な条件での売買を強いられる可能性があります。また、これらにより、換金の申込みの受付が中止となる可能性や換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
信 用 リ ス ク	当ファンドが実質的に投資する有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当該有価証券等の価格が下落した場合は、基準価額が下落する要因となります。
カ ン ト リ ー ・ リ ス ク	当ファンドは、実質的に海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、基準価額が大幅に下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは、対象指数の動きに連動する投資成果をあげることを目指して運用を行いますが、主として次のような要因があるため、基準価額の動きが対象指数と完全に一致するものではありません。
 - ・ 対象指数の構成銘柄のすべてを対象指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
 - ・ 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
 - ・ 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - ・ 対象指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
 - ・ 上場投資信託証券と対象指数の動きの不一致(上場投資信託証券に投資した場合)
 - ・ 株価指数先物と対象指数の動きの不一致(先物を利用した場合)
 - ・ 株式、上場投資信託証券および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
 - ・ 株式、上場投資信託証券および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
 - ・ 対象指数の構成銘柄の入替えおよび対象指数の算出方法の変更による影響※要因は、上記に限定されるものではありません。
- 有価証券の貸付取引等において、取引先リスク(取引の相手方(レンディング・エージェントを含みます。))の倒産等により契約が不履行になる危険のことが生じる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金移動等に伴う売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

リスクの管理体制

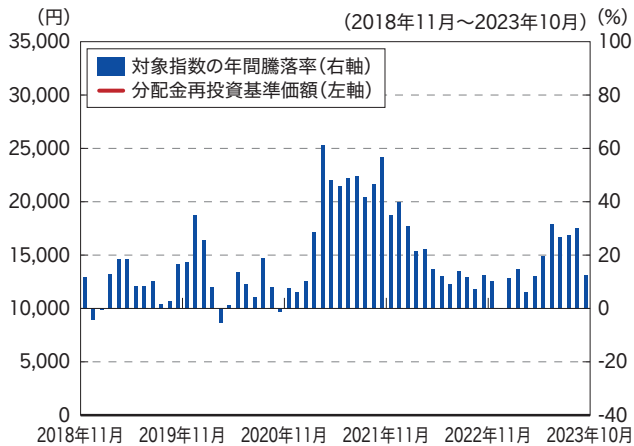
委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。コンプライアンス部は、投資信託財産の運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリング、投資信託財産の運用等についての法令諸規則や投資信託約款の遵守状況等のモニタリングを行います。それらの結果に基づき、必要に応じて是正指導を行うなど、適切な管理・監督を行います。

また、コンプライアンス部は投資信託財産の流動性リスクのモニタリングを行うとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

投資リスク

参考情報

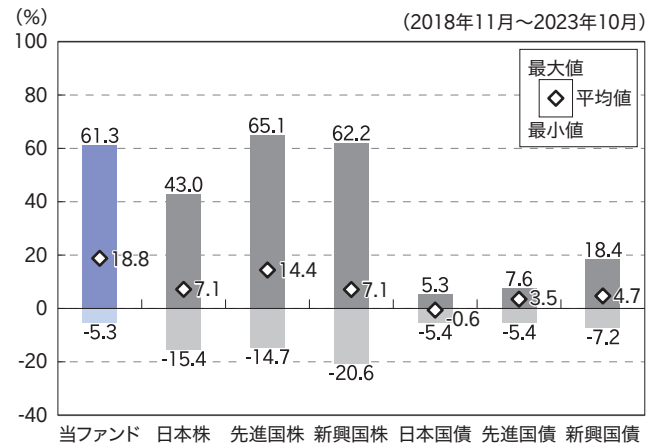
■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。(当ファンドは設定前であるため、分配金再投資基準価額は掲載していません。)

※当ファンドは設定前であるため、対象指数の騰落率を表示しています。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、設定前であるため、対象指数を用いて算出しています。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)

先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)

先進国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ベース)

新興国債・・・ブルームバーグ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

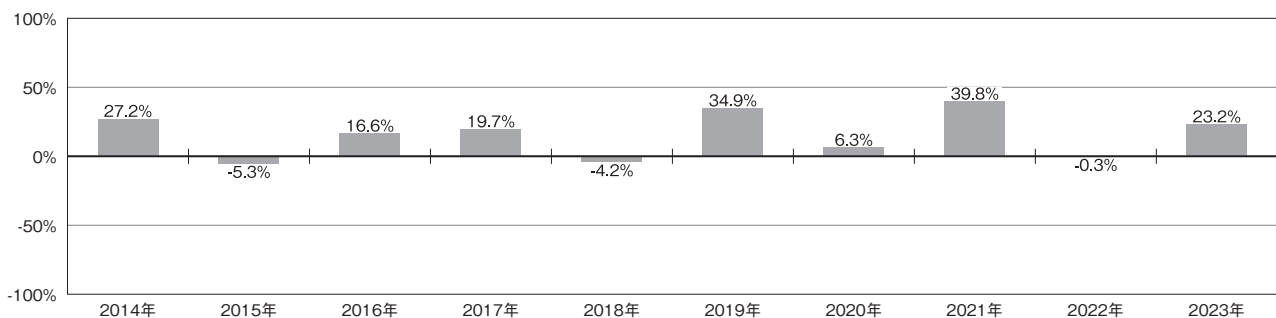
分配の推移（10,000口当たり、税引前）

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※上記は、当ファンドの対象指数(Morningstar ワイド・モート・フォーカス株式指数(円換算ベース))の年間騰落率です。

※2023年は10月末までの騰落率を表しています。

※対象指数の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社またはお申込みコースにより異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
購 入 価 額	【当初申込期間】1口当たり1円 【継続申込期間】購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購 入 代 金	【当初申込期間】お申込みの販売会社にお支払いください。 【継続申込期間】販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にご確認ください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降に受益者にお支払いします。
申 込 締 切 時 間	【当初申込期間】販売会社が定める時間とします。 【継続申込期間】原則として営業日の午後3時以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。
購 入 の 申 込 期 間	【当初申込期間】2024年2月1日 【継続申込期間】2024年2月2日から2025年1月15日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日に当たる場合は、申込みの受付を行いません。
換 金 制 限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込み・換金申込の受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み・換金申込の受付を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限(設定日：2024年2月2日) ※ただし、一定の条件により繰上償還する場合があります。
繰 上 償 還	委託会社は、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象指数が改廃されたとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	原則として、毎年10月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日) 第1期決算日は、2024年10月15日とします。
収 益 分 配	毎決算時に、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。 (注)当ファンドには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告により行い次のアドレスに掲載します。 https://www.rakuten-toushin.co.jp/
運 用 報 告 書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.3% (税抜3%)を上限として、販売会社が定める料率とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。	

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.55% (税抜0.5%) の率を乗じて得た額とします。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、投資信託財産中から支弁します。		運用管理費用(信託報酬)＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	運用管理費用 (信託報酬) の配分	委託会社	年0.2750% (税抜0.250%)	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年0.2475% (税抜0.225%)	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
		受託会社	年0.0275% (税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・投資信託財産にかかる監査報酬 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用^(注) ・その他投資信託財産の運営にかかる費用^(注) ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管に要する費用 ・貸付有価証券関連報酬 等 監査報酬は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に支払われます。貸付有価証券関連報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に支払われます。それ以外の費用・手数料等はその都度支払われます。 (注) 該当業務を委託する場合のその委託費用を含みます。 ※委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、当該費用・手数料等の一部もしくはすべてを負担する場合があります。 ※これらの費用・手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。		・信託事務の処理に要する諸費用：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、投資信託財産において資金借入れを行った場合の利息 ・投資信託財産にかかる監査報酬：監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 ・法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用 ・その他投資信託財産の運営にかかる費用：計理業務およびこれに付随する業務にかかる費用 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・外貨建資産の保管に要する費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用 ・貸付有価証券関連報酬：有価証券の貸付取引を行った場合は、投資信託財産の収益となる品賃料に0.55 (税抜0.5) を乗じて得た額	

※費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

######

MEMO

[illegible]

MEMO

[illegible]

Rakuten 樂天投信投資顧問